

令和元年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第3号)

令和元年9月24日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第37号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第38号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第39号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第40号 令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第41号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 日程第8 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第9 議案第43号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 海津市自治基本条例(理念条例)について
- 日程第12 議案第46号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第50号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第18 議案第52号 令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について
- 日程第19 議案第53号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第20 認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について

- 日程第22 認定第3号 平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 平成30年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第7号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第8号 平成30年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第28 認定第9号 平成30年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第12号 平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第32 認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第33 発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員の選任について
- 追加日程第6 議会運営委員の選任について
- 追加日程第7 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 議席の変更について
- 追加日程第9 議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第10 発議第3号 海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示について

◎出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 里 雄 淳 意 君 | 2番 | 二ノ宮 一 貴 君 |
| 3番 | 松 岡 唯 史 君 | 4番 | 松 田 芳 明 君 |
| 5番 | 浅 井 まゆみ 君 | 6番 | 伊 藤 誠 君 |

7番	橋本武夫君	8番	飯田洋君
9番	伊藤久恵君	10番	六鹿正規君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	赤尾俊春君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	白木法久君
総務部 地方創生担当部長	高木康一君	総務部次長兼 秘書広報課長	伊藤理恵君
市民環境部長	寺村典久君	健康福祉部長	近藤敏弘君
健康福祉部 施設担当部長兼 サンリバーはつらつ 事務局長	神田勝広君	産業経済部長	日比幸紀君
産業経済部次長兼 農林振興課長併 農業委員会 事務局局長	河合敏明君	建設水道部長	石原敏彦君
教育委員会 教務局長	伊藤一人君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	長谷川誠君
消防長	伊藤定巳君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	近藤康成君
総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 尚 幸	議 会 事 務 局 兼 議 会 総 務 課 長 議 事 調 査 係 長	米 山 一 雄
議 議 課 長 議 議 課 長 議 議 課 長 議 議 課 長 議 議 課 長	原 田 憲		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 松岡唯史君、4番 松田芳明君を指名します。

◎議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）から議案第53号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまで

○議長（赤尾俊春君） 次に、日程第2、議案第36号から日程第19、議案第53号までの18議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 川瀬厚美君。

[総務産業建設委員長 川瀬厚美君 登壇]

○総務産業建設委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

総務産業建設委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 赤尾俊春様、総務産業建設委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で報告します。

議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第40号 令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第41号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、可決すべきもの。議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、可決すべきもの。議案第43号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第44号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例につい

て、可決すべきもの。議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）について、可決すべきもの。議案第46号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第51号 市道路線の廃止について、可決すべきもの。議案第52号 令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について、可決すべきもの。議案第53号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）について、議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての3案件については反対討論があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

なお、そのほか10件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会の所管に属する事項の関係で、総務費の企画費の報償品増について、報償品の内訳について質疑があり、ふるさと納税の返礼品として新たに追加を検討しているもので、内容はパン、酒、ギョーザ、フルーツ類等である。また、現在ある返礼品の種類をふやすこと等も検討している旨の答弁がありました。

次に、衛生費の浄化槽設置等事業補助金増について、浄化槽設置数の質疑があり、浄化槽処理対象人員5人槽が3基、7人槽が8基、10人槽が1基、接続補助2件の追加によるものである。今後、申請数がさらにふえた場合は、再度、補正予算対応をしたい旨の答弁がありました。

次に、諸支出金の下水道事業特別会計繰出金増の理由についての質疑があり、下水道処理区域から合併処理浄化槽区域へ転換するに当たり、下水道法及び都市計画法の許可変更に必要な資料及び図書等の作成業務委託料である旨の答弁がありました。

議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）についての関係で、市民の権利や市議会の基本的な役割、住民投票について条文として規定してあるが、既に地方自治法等に定めがあるため、改めて市の条例で規定する必要はないのではとの質疑があり、既に個別法等に規定されているものも含め、役割を明らかにするため、基本的理念として制定するものである。これは、地方自治法等に規定されているものをまちづくりに取り組むため、あえてわかりや

すく理念条例として条文にしたと考えていただきたい旨の答弁がありました。

議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての関係で、消防団員の退職報償金支給年収のうち、3年以上、5年未満の区分をなくして、国の基準に合わせる理由について質疑がありました。答弁は、市単独で一度退職報償金を支給すると団歴が削除されてしまう。再入団した場合、退職報償金の掛金をしているのに不利益をこうむる事案が出てきたためである旨の答弁がございました。

さらに、今回の改正により、退職報償金をもらえなくなる3年以上、5年未満の団員はどれぐらいいるのかとの質疑があり、今年度は退団者50名のうち、10名ほどが対象となる旨の答弁がございました。以上でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、文教福祉委員長 浅井まゆみ君。

〔文教福祉委員長 浅井まゆみ君 登壇〕

○文教福祉委員長（浅井まゆみ君） それでは、文教福祉委員会の御報告をさせていただきます。

海津市議会議長 赤尾俊春様、文教福祉委員会委員長 浅井まゆみ。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告します。

議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第37号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第38号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第39号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第49号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第50号 海津市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の結果を申し上げます。

ただいま御報告いたしました6案件は、全て全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会の所管に属する事項の関係で、教育費指定寄附金1,900万円について、寄附は何人からいただいて、何に充当するのかとの質疑があり、1,900万円のうち、1,000万円は千

代保稲荷神社からで、900万円は匿名の1団体からである。寄附金は指定寄附金であり、1,000万円をバス、図書の購入に、900万円を中学校のタブレット購入に充てる旨の答弁がありました。

次に、小学校費の工事設計委託料について、学校のトイレの数を減らさないように考慮し施工するののかとの質疑があり、工事内容はトイレ入り口の段差解消、パーティションの交換等、大規模な改修である。トイレの数の増減については、設計委託の中で検討していく旨の答弁がありました。また、中学校の体育館は避難所に指定されているが、トイレは子どもを中心に考えられているため、大人が使用するには不便ではないかとの質疑があり、今回の改修は、学校の校舎とあわせて、体育館の避難所としての機能強化を図るため施工する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

最初に、議案第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

[10番 六鹿正規君 登壇]

○10番（六鹿正規君） 私は、令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）の反対討論をいたします。

私は、かねてより、市の財政難を市民だけに押しつけるやり方に反対をしまりました。財政改革は、市民の皆様の御理解をいただき、官民一体で進めなければならない。そのためには、市長みずからの給与の大幅な減額をするべきだ、いや、しなければならないと訴えてまいりました。今回、提案されている令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）の中で、2款総務管理費、2目人事管理費、1節報酬14万円が計上されています。この予算は、特別

職報酬審議会委員の報酬と説明されています。私は、先ほども申し上げましたが、報酬審議会では大幅な減額はされない。市民の皆様にご理解をいただき、さらなる財政改革を進めるために、引き続き、市長みずからの給与の大幅な減額を進言してまいります。したがって、小幅な減額にとどまる可能性のある特別職報酬審議会開催のための委員の報酬14万円が含まれた令和元年度海津市一般会計補正予算案には賛成するわけにはまいりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（赤尾俊春君） その他、討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（赤尾俊春君） お座りください。

議員総数14名、起立者12人、起立多数です。よって、議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、議案第37号から議案第44号までの討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第37号から議案第44号までの8議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第44号までの8議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。議案第37号から議案第44号までの8議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第39号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号

海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第43号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第44号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について、以上8議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第45号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 松田芳明君。

〔4番 松田芳明君 登壇〕

○4番（松田芳明君） 議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）について、反対の立場で討論します。

討論の前に、平成19年1月から平成20年12月の期間、熱心に討論を重ねられた海津市基本条例検討分科会の皆様、平成23年8月から平成26年11月の期間、自治基本条例骨子案を取りまとめられました自治基本条例策定分科会の皆様、また今回の議案上程に御尽力された現担当部署の職員の皆様に心から感謝を申し上げます。その上で、今回、上程された海津市自治基本条例（理念条例）について、以下の3点の理由により反対します。

反対理由の1つ目は、平成19年1月に発足した海津市基本条例検討分科会で検討された中の2本柱のうちの1点、市民自治協議会、各小学校区ごとの市民自治組織に全く触れていない。反対理由の2、反対理由の1の2本柱のうちのもう一点、住民投票、住民投票制度については、地方自治法により、住民投票の発議、請求が可能であり、今回改めて自治基本条例を制定する必要はない。反対理由の3つ目、第5条にあるような市民に縛りをかけるような条項は必要ではない。以上、3点の理由によりこの議案に反対いたします。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議案名、海津市自治基本条例（理念条例）について、反対。

私が反対する最も大きな理由は、第5条第1項に、市民はまちづくりの担い手であることを自覚し、市政に対して関心を持ち、自己の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりにかかわるよう努めますと市民の責務が規定されていることです。本条例での市民の定義は、第2条第1項にあるように、市内に在住、在勤、または在学する者及び市内で活動する法人、その他の団体です。単に市内で居住や活動などを行っているにすぎない個人や法人に対して、まちづくりや市政に対する責務を負わせるという考え方に私は違和感を覚えます。また、市民の権利として、第4条第2項に情報提供の要求、取得の権利が規定されておりますが、本市では情報公開条例等による情報公開制度があり、本条例により改めて規定する必要がない

と私は考えます。さらに、本条例では、市議会の基本的な役割や市議会活動の説明責任、市議会議員の責務が規定されておりますが、議会改革検討委員会での議論がまだまだ必要なのではないのでしょうか。

最後に、本条例におきまして、住民投票に関する条文があり、住民投票の手続等を規定しておりますが、本条例は理念条例とのことなので、本条例で手続を規定するのはいかなものかと考えます。以上のことから、議論を深めてもっと慎重に検討すべきと考え、本条例に反対するものです。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、7番 橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 登壇〕

○7番（橋本武夫君） それでは、海津市自治基本条例（理念条例）について、賛成の立場で討論いたします。

平成26年、自治基本条例の骨子案が示され、私は、第1回定例会で賛成する立場で一般質問をさせていただきました。平成27年、まちづくり委員会から素案が提出され、自治基本条例の制定に大変期待しておりましたが、長い間、表立った進展は見られませんでした。そして、本年1月、議会全員協議会で示された庁内検討委員会の自治基本条例（理念条例）は、素案で提案されていた市民自治協議会に関する条文を削除し、新たに地域コミュニティへのかかわりに関する条文が追加されたものでした。

当時は、率直に言って、非常に残念な内容と感じておりましたが、第1回定例会の一般質問、また今定例会での質疑を通じて、市民自治協議会が否定されたわけではないこと、まず市民協働という一つのスタートラインに立つための条例であること、今後の方向性がある程度示されたことなどから、海津市自治基本条例（理念条例）に賛成するものです。

ただし、スタートラインに立っただけで、スタートしないようであれば、厳しく指摘していくことを表明して、私の賛成討論とします。

○議長（赤尾俊春君） その他、討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 着席ください。

議員総数14名、起立者10名、起立多数です。よって、議案第45号 海津市自治基本条例

(理念条例)については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号から議案第53号までの討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(赤尾俊春君) 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第46号から議案第53号までの8議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤尾俊春君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第53号までの8議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。議案第46号から議案第53号までの8議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤尾俊春君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第50号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第51号 市道路線の廃止について、議案第52号 令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について、議案第53号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上8議案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長(赤尾俊春君) 続きまして、日程第20、認定第1号から日程第32、認定第13号までの13議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 飯田洋君。

[決算特別委員長 飯田洋君 登壇]

○決算特別委員長(飯田 洋君) それでは報告いたします。

海津市議会議長 赤尾俊春様、決算特別委員会委員長 飯田洋。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 平成30年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 平成30年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 平成30年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

9月17日、18日に提出されました各会計の決算書等の各書類により、慎重に審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります。認定13案件、全て全会一致で認定すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

審査の過程でさまざまな質疑がありましたが、総括質疑の中で委員より、歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の中にさまざまな財政力指数が出ているが、いずれも前年度に比べて悪化している傾向にある。特に、経常収支比率は93.9で弾力性に欠け、新規事業の財源がかなり不足している状態であると言える。新事業を始めるための新たな財源として増収を図ることは難しいが、遊休資産の活用、広告料収入、クラウドファンディング等、あらゆる方法を考えなければならないと思う。財源確保の方法をどのように考えているのかとの質疑があり、来年度はネーミングライツを予定している。また、旧平田庁舎等の遊休資産の活用など、ありとあらゆる歳入増について検討し、実施していきたい旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

認定第1号から認定第13号までの討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第13号までの13議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までの13議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第13号までの13議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定について、認定第2号 平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第5号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第6号 平成30年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第7号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第8号 平成30年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定第9号 平成30年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定第12号 平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の13議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（赤尾俊春君） 続きます、日程第33、発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

10番 六鹿正規君。

〔10番 六鹿正規君 登壇〕

○10番（六鹿正規君） それでは、提出の説明をさせていただきます。

発議第2号、海津市議会議長 赤尾俊春様、提出者、海津市議会議員 六鹿正規、賛成者、海津市議会議員 川瀬厚美様、海津市市会議員 藤田敏彦様。

海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を下記のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

理由といたしましては、私は、第2回定例会で、さらなる財政改革、市長の給与大幅減額についてお尋ねいたしました。答弁の内容は、相変わらず市民に痛みを押しつけるだけにしか感じられない内容でした。また、市長の給与大幅減額についての答弁は、報酬審議会に従うとの答弁を繰り返すだけでした。私は、財政改革は官民が一体となって取り組むもの、いや、取り組まなければならないと考えます。

市長は、答弁の中で開き直りとも受け取れるような発言をされていました。私たちの評価は選挙で決まる、給与に関しても審議会で検討していただくと。これは、市の人口が何人減ろうが選挙に勝てばいいんだ、給与もみずから減額する必要はないとの考えと受け取りました。さきに申し上げましたように、財政改革は官民一体で取り組まなければならない。それならば、議員がみずから議員報酬を減額し、市民の皆様におわかりいただくことと考えました。したがって、本定例会に、議員報酬月額を議長30万円、副議長27万円、委員長26万円、議員25万円に減額することを提案いたします。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 4番 松田芳明君。

[4番 松田芳明君 登壇]

○4番（松田芳明君） 私は、先ほど提案されました議員報酬等の値下げについての条例について、反対する立場で討論いたします。

反対理由は以下の3点です。

まず1点目、全国にある人口5万人以下の市議会議員報酬は、月額最高54.5万円、最低23万円、平均で33.03万円であり、海津市の29.4万円は妥当であると考えます。反対理由の2つ目、県内21市の市議会議員報酬月額は、岐阜市の65万円を最高に、大垣市55.3万円、各務原市48.5万円と続き、海津市の29.4万円は21市の中の19番目に当たり、この報酬額は妥当であると考えます。反対理由の3点目、発議された値下げによって捻出される額は、報酬額から税額を差し引くと年間およそ1,000万円となります。これを何に充当するのか明確でなく、ただ単にパフォーマンスであるとは私は考え、反対します。

以上、3点の理由により反対することとします。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 3番 松岡唯史君。

[3番 松岡唯史君 登壇]

○3番（松岡唯史君） 私も、反対の立場で反対討論をさせていただきます。

私は、次の理由から本発議に反対いたします。

確かに、本市の財政状況は厳しく財政改革に官民一体で取り組まなければならないし、市民に痛みを押しつけるだけではなく、議員みずから報酬を減額して、市民に財政状況をわかしてもらいたいという本議案の提出理由は理解できますし、歳出を見直す上での議員報酬削減の議論はあってよいと思います。一方で、本市の議員報酬は、県内の他市と比べて高くはなく、また本市には政務活動費がないことから、研修への参加など、議員活動に係る費用を議員報酬から捻出しており、議員報酬削減による議員活動への支障、議員のなり手がいなくなるといった懸念があるのではないかと考えます。したがって、今後の議論については否定しませんが、現時点では、議員報酬に見合った活動をして、市民の皆様に還元すべきだと考え、本発議に反対します。

○議長（赤尾俊春君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 7番 橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 登壇〕

○7番（橋本武夫君） では、発議第2号に反対する立場で討論を行います。

まず、議員がみずからの報酬について考えることは重要であるとは思いますが、本議会には議会改革検討委員会があり、もう少し議員間で議論を深めてから発議してもよかつたのではないかなというふうに考えております。それは一旦置くとして、六鹿議員は理由の中で、議員がみずから議員報酬を減額し、市民の皆様におわかりいただくとされておりますけれども、市民に財政状況を説明するならば、財政指標や財政資料を利用して行うべきであり、議員報酬の減額で財政状況を理解していただくというのは、いささかけれんみが強く理論的ではないと考えます。先ほど、松田議員も指摘されましたけれども、国内の人口5万人未満の市議会の議長の報酬は平均41万2,900円、議員報酬の平均は33万1,500円。近年、議員のなり手不足が深刻な問題となっておりますが、議員報酬が低い議会ほど無投票当選となる傾向が強くなっております。市議会が多様な人材で構成されることが重要と言われることから、生活給の面もある議員報酬を必要以上に低くすることは問題があると考えます。

湯河原町の議会基本条例では、議員報酬の改正に当たっては、経費削減の視点だけではなく、町政の課題及び将来展望、議員に求められる役割、責務等を十分に考慮するとともに、町民等を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならないとしています。極めて妥当な条項であると考えます。本市の議員報酬の改定においてもそうあるべきと考えるものです。

以上の理由から本発議に反対するものです。

○議長（赤尾俊春君） その他、討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 2番 二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 登壇〕

○2番（二ノ宮一貴君） 討論。議員発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は3つです。1. 現在の議員報酬額について、議員全員協議会や議会改革検討委員会において議論が十分ではないと考えます。2. 岐阜県内21市において、海津市の議員報酬月額が29万4,000円、これは19番目、期末手当の支給割合4.2カ月は21番目で、本市は政務活動費の支給もありません。このような状況で他市と比較しても、本市の議員報酬は決して高いとは言えない。3つ目、私は、本市でも、20代、30代の若い世代の方が議員を目指していただきたいと思っています。その中には、家族を養いながら議員を目指す方も当然見られるでしょう。報酬額が少ないほど、経済的な理由で議員を目指せる方が限られ、若い世代の担

い手がふえないことにつながると考えます。

以上のことから、現時点では、現在の議員報酬に見合う議員活動を行うべきと考え、本発議に反対いたします。以上です。

○議長（赤尾俊春君） その他、討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから発議第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 着席ください。

議員総数14名、起立者3名、起立少数です。よって、発議第2号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、否決することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午前9時50分)

○副議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時52分)

○副議長（伊藤 誠君） ただいま赤尾俊春君から議長辞職願の提出がありましたので、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。皆さんの御協力、よろしくお願いいたします。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（伊藤 誠君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、赤尾俊春君の退場を求めます。

〔議長 赤尾俊春君 退場〕

○副議長（伊藤 誠君） それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○副議長（伊藤 誠君） それでは、お諮りします。赤尾俊春君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、赤尾俊春君の議長の辞職を許可することに決定しました。

赤尾俊春君、入場してください。

〔15番 赤尾俊春君 入場〕

○副議長（伊藤 誠君） 赤尾俊春君、議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告します。

では、赤尾俊春君から議長退任の挨拶をお願いします。壇上にてお願いいたします。

〔15番 赤尾俊春君 登壇〕

○15番（赤尾俊春君） 松永市長様を初め執行部の皆様、また議員各位には、1年間議会運営に御協力をいただき、また御指導をいただきました。本当にありがとうございました。一昨年、就任してからきょうまでどんなことができたのかなと自問自答しておりましたが、その中で、山形県酒田市とのいわゆる災害時援助協定を結ぶことの一助になれたことが思い出されます。何とか市民の皆さんのためになることをとっておりました。そういったことから、そういった協定が結べたことが私にとっては大きな財産かなというふうに思っております。大変皆様方にはいろんな形で御支援いただきまして、ありがとうございました。退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤 誠君） ありがとうございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（伊藤 誠君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。御承知のとおり、選挙の方法は投票によるものと指名推選によるものがございます。どちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○副議長（伊藤 誠君） 服部寿議員。

○13番（服部 寿君） 投票をお願いいたします。

○副議長（伊藤 誠君） ただいま投票によるものとの発言がございましたが、ほかに御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

○副議長（伊藤 誠君） ただいま、投票によるものと発言がありました。

選挙の方法は、投票により行ってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（伊藤 誠君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番 伊藤久恵君と10番 六鹿正規君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合、くじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おきを願います。

では、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（伊藤 誠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○副議長（伊藤 誠君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など、誰に投票したか不明な投票は無効ですので申し添えます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（伊藤 誠君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは、お名前をお呼びさせていただきます。

1番 里雄淳意議員、2番 二ノ宮一貴議員、3番 松岡唯史議員、4番 松田芳明議員、5番 浅井まゆみ議員、7番 橋本武夫議員、8番 飯田洋議員、9番 伊藤久恵議員、10番 六鹿正規議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、15番 赤尾俊春議員。議長は最後に投票いたします。伊藤誠議員。

〔投票〕

〔副議長投票〕

○副議長（伊藤 誠君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（伊藤 誠君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。9番 伊藤久恵君と10番 六鹿正規君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（伊藤 誠君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票です。

有効投票のうち、水谷武博君10票、川瀬厚美君4票、服部寿君1票。

以上のとおりでございます。よって、水谷武博君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（伊藤 誠君） ただいま議長に当選されました水谷武博君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました水谷武博君、就任の御挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔新議長 水谷武博君 登壇〕

○新議長（水谷武博君） ただいまは、議員の皆様のお推挙によりまして議長に選任されました。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず最初に、赤尾議長、1年間、大変御苦労様でございました。私は、海津市が合併して初代の議長、そして2代目の議長、そして合併10周年の年に3回目の議長を行いました。そして、今回は新元号のもと令和元年にこうして4回目の議長を拝命することになりました。大変光栄ではございますが、職務の重大さを、そして責任の重さを痛感しているところでございます。議会の運営につきましては、議会運営委員会、そして会派代表者会議、また今回、議会の中で設置されております議会改革検討委員会などの御協力と言いましょるか、御指導

を得ながら、御意見を尊重して私の経験も生かしながら、融和と格式のある議会運営に努めたいと思っておりますので、皆様の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

また、御存じのように、海津市を取り巻く環境というのは大変厳しいものがあると思っております。財政、人口減少化、少子・高齢化、医療、福祉、教育をとりましても、それぞれの分野で問題点が山積しているということも事実でございます。この際、市民、行政、議会が三位一体となって頑張っていきたいと思っております。目的は皆様と同じだと思っております。すなわち、市民の幸せの向上と海津市の発展にあると思っております。これからも、その目的に向かって頑張っていきたいと思っております。海津市の創生に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様を初め、執行部の皆様の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 水谷議員には大変おめでとうございます。

新議長に1つお願いを申し上げます。議員の申し合わせ事項をくれぐれも議員各位が十二分に守れるような議会にしていだきたい。そういったことをお願い申し上げましてお祝いの言葉といたします。

○副議長（伊藤 誠君） 新議長が決定をいたしましたので、これで新議長と議長の席を交代いたします。皆様の御協力、まことにありがとうございました。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

○議長（水谷武博君） それでは、私が席を継がさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。

これは形の上でございますので、御理解を賜りたいと思います。

（午前10時18分）

○議長（水谷武博君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

（午前10時18分）

○議長（水谷武博君） ただいま伊藤誠君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（水谷武博君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤誠君の退場を求めます。

〔副議長 伊藤誠君 退場〕

○議長（水谷武博君） それでは追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（水谷武博君） お諮りします。伊藤誠君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、伊藤誠君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤誠君、入場してください。

〔6番 伊藤誠君 入場〕

○議長（水谷武博君） 伊藤誠君の副議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告申し上げます。

では、伊藤誠君から副議長退任の挨拶をいただきたいと思います。壇上にてお願いをいたします。

〔6番 伊藤誠君 登壇〕

○6番（伊藤 誠君） ただいま副議長を辞任いたしました。赤尾議長を初め議員各位、そして松永市長を初めとします執行部の皆様には1年間、何かと御指導、そして御協力を賜りましたことをこの席をおかりしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。今後は、また立場を変えて、市民の生活の安定のため、そして海津市の発展のためにまた邁進したいと思います。今後とも御指導よろしく願いいたします。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（水谷武博君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（水谷武博君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りをいたします。投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿議員。

○13番（服部 寿君） 投票でお願いいたします。

○議長（水谷武博君） ただいま投票によるものと発言がありました。

選挙の方法は、投票により行ってよろしいか御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（水谷武博君） ただいまの出席議員は15名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に11番 藤田敏彦君と12番 川瀬厚美君を指名いたします。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることとなっておりますので、御承知おきを願います。

では、投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（水谷武博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（水谷武博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは、1番 里雄淳意議員、2番 二ノ宮一貴議員、3

番 松岡唯史議員、4番 松田芳明議員、5番 浅井まゆみ議員、6番 伊藤誠議員、7番 橋本武夫議員、8番 飯田洋議員、9番 伊藤久恵議員、10番 六鹿正規議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、15番 赤尾俊春議員。議長は最後に投票いたします。水谷武博議員。

〔投票〕

〔議長投票〕

○議長（水谷武博君） 投票漏れはありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。11番 藤田敏彦君と12番 川瀬厚美君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（水谷武博君） 副議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、橋本武夫君11票、藤田敏彦君4票。

以上のとおりでございます。よって、橋本武夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（水谷武博君） ただいま副議長に当選されました橋本武夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました橋本武夫君、就任の御挨拶を壇上にてお願いをいたします。

〔副議長 橋本武夫君 登壇〕

○新副議長（橋本武夫君） このたびは、私のような浅学非才な者を副議長に御推挙いただきまして、まことにありがとうございました。その責任の重さに若干緊張をしております。ただ、経験豊富な水谷議長のもとの副議長ということで、余り補佐するようなこともないのかと思いますけれども、それでも、議長のおっしゃいました市民の福祉の向上、海津市の活性化、また緒についたところであります議会改革を進め、市民に開かれた議会をつくっていく、そういったことに関して、微力ではありますが全力で頑張らせていただきたいと思いますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして御挨拶とします。どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（水谷武博君） ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時35分)

○議長（水谷武博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時08分)

○議長（水谷武博君） お諮りします。任期満了による常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題といたすことに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

◎常任委員の選任について

○議長（水谷武博君） 追加日程第5、常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、各委員会条例第7条第1項の規定により指名をいたします。

議長において指名をいたしました各常任委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表をさせていただきます。

総務産業建設委員会委員でございますが、伊藤誠議員、六鹿正規議員、藤田敏彦議員、浅井まゆみ議員、伊藤久恵議員、里雄淳意議員、飯田洋議員、水谷武博議員。

文教福祉委員でございますが、川瀬厚美議員、二ノ宮一貴議員、松岡唯史議員、松田芳明議員、橋本武夫議員、服部寿議員、赤尾俊春議員。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） お諮りをいたします。ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、お諮りをいたします。任期満了による議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任について

○議長（水谷武博君） 追加日程第6、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により指名をいたします。

議長において指名をいたしました議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表します。

議会運営委員でございますが、伊藤誠議員、松岡唯史議員、橋本武雄議員、川瀬厚美議員、飯田洋議員、服部寿議員、二ノ宮一貴議員。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） お諮りいたします。ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。これは、正・副委員長互選に要する休憩でございます。

（午後1時13分）

○議長（水谷武博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時13分）

○議長（水谷武博君） 休憩中に各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは発表させていただきます。

総務産業建設委員会委員長 伊藤誠議員、副委員長 六鹿正規議員。

文教福祉委員会委員長に川瀬厚美議員、副委員長に二ノ宮一貴議員。

議会運営委員会委員長に服部寿議員、副委員長に松岡唯史議員でございます。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） 続きまして、お諮りをいたします。南濃衛生施設利用事務組合議会議

員、飯田洋君、藤田敏彦君、松岡唯史君の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定いたしました。

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

○議長（水谷武博君） 追加日程第7、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。この指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議会議員3名を指名したいと思います。

里雄淳意議員、六鹿正規議員、橋本武夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました里雄淳意議員、六鹿正規議員、橋本武夫議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

続きまして、お諮りをいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

◎議席の変更について

○議長（水谷武博君） 追加日程第8、議席の変更についてを議題といたします。

先ほど、全員協議会の中で決定をさせていただきました議席のとおりにさせていただきましたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに決定をいたしました。

なお、この議席の変更については、次回の議会より変更いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

◎議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、追加日程第9、議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番 浅井まゆみ君の退場を求めます。

〔5番 浅井まゆみ君 退場〕

○議長（水谷武博君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ただいま追加上程されました議案第54号の海津市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、議会選出の監査委員としてお願いしておりました服部寿氏から一身上の都合により、本日9月24日をもちまして監査委員を退職したい旨の申し出があり、これを受理しました。そこで、本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、浅井まゆみ氏を海津市監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほうをいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決をいたします。

お諮りします。議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

浅井まゆみ君の入場をお願いします。

[5番 浅井まゆみ君 入場]

○議長（水谷武博君） 浅井まゆみ君に御報告いたします。

監査委員に同意されましたので御報告をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時22分)

○議長（水谷武博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時22分)

○議長（水谷武博君） ただいま議員発議が提出されました。

お諮りをいたします。議員発議を日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議員発議を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程を配付いたします。

[追加議事日程の配付]

◎発議第3号 海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示について

○議長（水谷武博君） 追加日程第10、発議第3号 海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

7番 橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 登壇〕

○7番（橋本武夫君） 発議第3号、令和元年9月24日、海津市議会議長様、提出者、海津市議会議員 橋本武夫、賛成者、海津市議会議員 伊藤誠、海津市議会議員 二ノ宮一貴。

海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、平成30年9月より議会改革検討委員会を立ち上げ、これまでさまざまなテーマの検討をしてきたが、協議を進めていくに従い、議会改革は全議員にかかわることであることから、会派の枠にとらわれることなく、全議員が議会改革の議論に参画する機会を広げたほうがよいとの結論に至った。現要綱では各会派に議員数が割り当てられており、それに基づき委員が選出されている。だが、委員は、議会改革検討委員会以外にも複数の委員会に所属していることから、充実した議論ができないおそれもあるため、委員の負担をできる限り平準化することを考慮する必要がある。さらに、議会改革検討委員会の性格上、細かく会派に委員数を割り当てなくてもよいと考えられる。また、本市において、議会関係例規の発令形式については、要綱ではなく規程としている。そこで、他の例規との整合性を図るため、あわせて要綱の一部改正を発議するものである。以上です。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから発議第3号を採決いたします。

お諮りします。発議第3号 海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 海津市議会改革検討委員会要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年海津市議会第3回定例会を閉会いたします。皆様、御苦勞さまでございました。

（午後1時27分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年11月21日

議 長 赤 尾 俊 春

新 議 長 水 谷 武 博

副 議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 松 岡 唯 史

署 名 議 員 松 田 芳 明